

## 別紙

### 自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項

#### 1 自動販売機の規格及び条件

- (1) 貸付面積内に設置可能な大きさのものであること。
- (2) 自動販売機とブレーカーの接続は、設置業者の負担で自ら行うこと。
- (3) ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に充分配慮した機能を搭載したものの設置に努めること。
- (4) 紙幣の改刷又は新硬貨の製造がおこなわれた場合には、新紙幣及び新硬貨への対応に努めること。
- (5) 別紙貸付物件一覧（以下「物件一覧」という。）の寄附付欄に『支援』、『夢売上』、『夢貸付』と表示されている自動販売機については、各基金への寄附付自動販売機とする。

#### 2 遵守事項

##### (1) 安全対策（転倒防止）

ア 設置にあたっては、日本自動販売機工業会作成の「自動販売機据付基準」に基づく耐震対策を行うこと。なお、設置方法について、事前に施設管理者と協議し、その指示に従うこと。

##### (2) 使用済み容器の回収

ア 原則として自動販売機1台に1個の割合で販売品目に応じた回収箱を設置し、空き缶等が散乱することのないよう、設置業者の責任で適切に回収、処分をすること。

イ 販売品目に応じてごみ分別の必要が生じる場合、又は複数台設置の場合の回収箱設置等、施設の状況に応じて管理者の指示に従うこと。

##### (3) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 自動販売機の商品補充、金銭管理等については、設置業者が行うこと。

イ 商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

ウ 商品補充、つり銭補充、空き缶等の搬出時間帯については、施設管理者と協議すること。

エ その他保守業務を随時行って維持管理に努めるほか、故障その他のクレーム発生時には、設置者の責任において即時対応すること。

##### (4) 各基金への寄附等

物件一覧の寄附付欄に表示がある自動販売機については、以下の対応をすること。

ア 寄附付欄に『支援』とされている物件にあつては、「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」（以下「支援センター」という。）の運営に係る費用として、

当該自動販売機の売上の一部（2%以上）を寄付し、ステッカー代金等を負担する旨、支援センターと協定等を結ぶこと。

イ 寄附付欄に『夢売上』とされている物件にあつては、「足利市こども夢基金」へ当該自動販売機の売上の一部（2%）を寄附し、自動販売機に「足利市こども夢基金」の広告（市作成約300×400）を添付すること。

ウ 寄附付欄に『夢貸付』とされている物件にあつては、「足利市こども夢基金」へ当該自動販売機の貸付料の一部が寄附されるため、自動販売機に「足利市こども夢基金」の広告（市作成約300×400）を添付すること。

### 3 販売品の種類等

(1) 種類 酒類（ノンアルコール飲料を含む）を除く飲料とする。

ただし、物件No. 47、83はアイスクリームとし、No. 76は自動販売機に荷物預かり用のコインロッカーを併設すること。

(2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

(3) 紙カップ容器を使用するの飲料の販売は不可とする。